



平成 27 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h  
 住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 六 丁 目 1 0 番 1 号  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平  
 (コード番号：3667)  
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 木 和 成  
 TEL. 03 (6447) 4020

第三者割当による行使価額修正条項付第 7 回新株予約権の発行に係る  
 払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社（以下、「割当先」という。）を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行価額の総額（7,905,000 円）の払込が本日完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 27 年 9 月 2 日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第 7 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	平成 27 年 9 月 24 日
(2)	新 株 予 約 権 数	8,500 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 930 円 (本新株予約権の払込総額 7,905,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：850,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は 850,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	891,155,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,045 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 627 円（発行要項第 13 項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。） 行使価額は、平成 27 年 9 月 25 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。）に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、割当先に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲 渡 制 限 及 び 行 使 数 量 制 限 の 内 容	本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）において、下記の内容について合意しております。 ①新株予約権の行使制限措置

		<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が平成 27 年 9 月 24 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p> <p>③ロックアップ</p> <p>当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成 28 年 3 月 21 日までの間、本新株予約権が存する限り、割当先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。</p> <p>①発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。  ②ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。  ③本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。  ④合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の 5% を上限として普通株式を発行又は処分する場合。</p>
(9)	本新株予約権の行使期間	平成 27 年 9 月 25 日から平成 28 年 9 月 24 日（ただし、発行要項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上